

# 「動き商標」「色彩のみからなる商標」 の審査動向

令和元年度商標委員会 第4小委員会Aグループ

田口 健児, 岡田 全啓, 須永 浩子, 渥美 元幸, 駒場 大視

## 要 約

平成27年4月1日より、色や音の商標など「新しい商標」が登録対象となり、これまで多くの登録例がニュース等で話題になっている。これら新しい商標の審査もまた、公表されている特許庁審査基準に基づき行われているが、具体的な拒絶理由とその対応手続については、あまり知られてはいない。そこで、当小委員会では拒絶理由を解消して登録された案件の手続経緯について調査分析することにした。本稿は、こうした新しい商標のうち、「動き商標」、「色彩のみからなる商標」についての審査動向を紹介するものである。

## 目次

1. はじめに
2. 動き商標
  - (1) 一般的傾向
  - (2) 具体的傾向
3. 色彩のみからなる商標
  - (1) 一般的傾向
  - (2) 具体的傾向
4. おわりに

## 1. はじめに

商標法改正によって、「動き」「色彩のみ」という、いわゆる新しいタイプの商標が登録対象に加わった。それから4年あまりが経過し、これら新しい商標についても数多くの登録がなされているが、新しい商標だけに、従来の商標とは異なる拒絶理由も指摘されている。

当小委員会の検討段階における動き商標の出願件数は141件、そのうち登録件数は104件であった。これらの登録商標のうち拒絶理由を解消した55件について、それぞれの拒絶理由と解消方法につき検討した。

また、当小委員会の検討時における色彩のみからなる商標の出願件数は89件（令和1年10月31日J-PlatPat 検索結果。うち1件は防護標章）、うち登録件数は7件であった。色彩のみからなる商標につき、単色のみでの登録はなく、登録を受けている7件は全て複数の色彩を組み合わせてなる商標である。単色の

みの商標については、権利範囲が広くなりがちである、単色のみでの登録が増えることで競業者がカラーバリエーションや季節商品の展開としてその色彩並びに近似する色彩を順次採用できなくなる可能性がある（色彩枯渇論）等を考慮して、慎重な取り扱いがなされているものと考えられる。

## 2. 動き商標

「動き商標」とは、「商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴って変化するもの」をいい、願書の「商標登録を受けようとする商標」の記載（以下、便宜的に「出願商標」という。）は「その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならぬ」とされている（施行規則4条）。

### (1) 一般的傾向

動き商標に関する拒絶理由は、3条1項柱書と5条5項が多く見られた。

まず、3条1項柱書に基づく拒絶理由が多く見られた理由は、動き商標が出願人の個別の商品や役務を保護するために出願されるというだけでなく、企業グループとしての統一イメージを保護するために出願さ

れることが多いため、必然的に指定商品等が多くなる  
ことが考えられる。つまり、動き商標は、具体的な商  
売に使われる商標のみならず、企業グループのブラン  
ディングに使われる商標ともいえるので、その指定商  
品等は、一社が提供する商品・役務だけではなく、グ  
ループ企業各社が提供する商品等をすべて含むことと  
なり、一区分内の類似群コード数が7（改正前審査基  
準。現在は22）を超えることとなる。

この3条1項柱書に基づく拒絶理由は、他の商標出  
願と同様、指定商品等の削除補正により類似群コード  
数を7以下にするか、商標の使用を開始する意思を表  
示した書面等を提出することにより解消されている。  
例えば、商標登録5860064では、第45類の指定役務  
中に「弁護士、弁理士及び司法書士でなく、かつ、そ  
の資格を得ることができない法人である出願人が、業  
として行うことが禁止されていない役務を含む」との  
拒絶理由が通知されたので、この指摘に対応する指定  
役務「工業所有権に関する手続きの代理又は鑑定その  
他の事務、訴訟事件その他に関する法律事務、登記又  
は供託に関する手続きの代理」等を削除補正し、その  
他の指定役務については業務実績を証明することにより  
拒絶理由が解消されている。また、商標登録5862634  
では、第36類、第37類及び第42類の3区分におい  
て広い範囲にわたる役務を指定しているとした拒絶理  
由通知に対して、出願人の公式サイト、グループ各企  
業のウェブサイト、有価証券報告書等を提出すること  
により、グループ各企業は事実上出願人の支配下にあり、  
これらのグループ各企業によって指定役務のいずれにつ  
いても出願商標が使用されていることを証明すること  
によって、拒絶理由が解消されている。

次に、5条5項に基づく拒絶理由が多く見られた理  
由は、動き商標は文章で明確に説明することが容易で  
はない場合があり、それゆえ商標見本に表された標章  
及びその変化の状態と商標の詳細な説明の記載により  
表された標章及びその変化の状態とが一致していない  
と指摘されやすいことが考えられる。この拒絶理由を  
受けた出願では、明らかに説明が不十分な出願もある  
が、かなり詳細に説明されているにもかかわらず拒絶  
理由が通知されている出願も数多く見られた。商標の  
詳細な説明の的確性がどこまで許容されるかは担当審  
査官の判断に影響されると思われるが、その一方、拒  
絶理由通知書における審査官の補正案によれば、確か  
に、よりの確に動き商標が説明されていた。そのた

め、審査官の提案どおりに補正した出願が殆どで  
あった。

例えば、商標登録5925959では、「青色・緑色・ピ  
ンク色・黄色の4色の」という出願人による商標の詳  
細な説明に対し、「黄色・ピンク色・緑色・青色の順  
に登場する4色の」という、動き商標らしく、登場す  
る色の順番までも指定した表現の補正案が示された。  
また商標登録5866896では、「スマイルアイコンが表  
情およびサイズを…」と記載した出願人による商標の  
詳細な説明に対して、「凶案化された顔が、円形の  
「目」及び横長円弧状の「口」を有する初期状態から、  
まず上下に縮んで「目」が横長楕円形状に変化すると  
共に「口」が小さくなり、次いで、上昇しながら上下  
に伸びて「目」が略円形に「口」が縦長楕円形に変化  
した後、降下しながら上下に縮んで「目」が横長楕円  
形に「口」が横長円弧状に変化し、その後の着地の際  
に初期状態の「目」及び「口」になるように、表情お  
よびサイズを…」という、非常に細かい表現からなる  
補正案が示されている。

未だ登録事例が数多くないので、現時点において動  
き商標における商標の詳細な説明につき審査官が求め  
る記載基準を予測することは困難である。そのため、  
動き商標の出願では5条5項の拒絶理由が通知されや  
すいことを考慮しておくべきであろう。当小委員会  
では、拒絶理由通知における審査官の補正案を受け入  
れて商標の詳細な説明を補正するのが最も適切な対応  
であるとの意見が殆どであった。

なお、件数は少ないものの4条1項11号に基づく  
拒絶理由も通知されていた。特徴的なこととしては、  
動き商標の図面中の一部に現れた文字を抽出して、先  
行する文字商標や、文字と図形の結合商標といった平  
面商標と比較して、相互に類似すると判断されている  
ことが挙げられる。

例えば、商標登録5996611は、帯模様に変化して最  
後に「Hisamitsu」という英文字になる動き商標であ  
るが、この最後の英文字を抽出して、先行する文字商  
標「久光」が引用されている。また例えば、商標登録  
5863772は、二本の太い線の間に、目、手、耳及び口  
の絵が現れたのち、「Everythink」の英文字が現れ、  
最後に赤い長方形の中に白抜きで「Daito」の英文字  
が現れる動き商標であるが、この「Daito」の文字部  
分と、引用商標における動物図形の胸に描かれた  
「Daito」の文字部分を分離抽出して各々比較し、類似

しているとの拒絶理由が通知されている。

審査基準には、「動き商標の類否の判断は、動き商標を構成する標章とその標章が時間の経過に伴い変化する状態から生ずる外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合して、商標全体として考察しなければならない。」(審査基準「6. 動き商標の類否について(1)」)と規定される一方、「(2) 原則として、動きそのものについて、独立して自他商品・役務の識別標識としての機能を果たし得る部分(以下「要部」という。)として抽出することはしない。」(同(2))と規定されていることから、動きが特徴的であってもそれはあまり考慮されず、商標を構成する文字部分が重視される傾向があるように思われる。

## (2) 具体的傾向

### (a) 商願 2015 - 30161 (商標登録 5959897) の例

#### (イ) 拒絶理由の内容

3条1項5号、すなわち「本願商標を構成する「au」の文字は、単に商品の品番、型番等を表示するための記号、符号として一般的に広く採択使用されている欧文字二文字の一類型であり、本願商標は、該文字をオレンジ色で筆記体により記す様子を表示するにすぎないものだから、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標である」と判断された。

#### (ロ) 検討

動き商標は、その動きに特徴がある商標であるから、特徴的な動きをしているにもかかわらず「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」という拒絶理由を指摘されることがあまり腑に落ちなかったが、どうやら動きとは関係なく、そこに現れる文字だけを抽出して3条1項5号該当と判断されたようである。動き商標における動きを考慮に入れず、文字部分だけをもって5号該当とした判断と、この出願人の商標「au」につき、その著名性を考慮せず「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」とした判断には、多くの委員が違和感を抱いた。

この拒絶理由に対して、出願人は意見書を提出し、3条2項適用を主張している。結果的に登録査定がなされているが、商標公報には3条2項適用の記載がないので、特別顕著性が認められて登録となったわけではないようである。出願人が提

出した使用証拠は様々な「au」なる文字商標の使用例であるものの、出願に係る動き商標自体の使用例ではないとされたのではないだろうか。出願商標の使用例ではないために3条2項適用は認められないが、「au」なる文字商標自体は特別顕著性を獲得していると認めざるを得ないため、5号には該当しないとして登録査定としたように思われる。つまり、拒絶理由通知においては、「au」なる文字部分が拒絶理由の根拠とされたため、出願人は当該文字部分に関する特別顕著性を立証する証拠を提出したが、それは動き商標が特別顕著性を獲得しているとの証拠ではない。提出証拠によって「au」という文字についての特別顕著性が認められれば拒絶理由の根拠が解消するが、動き商標自体の特別顕著性は立証できていないので、3条2項は適用できない。そのため、3条2項適用ではなく、5号に該当しないと判断されたのではないかと考えられる。

### (b) 商願 2016-36358 (商標登録 6041906) の例

#### (イ) 拒絶理由の内容

3条1項6号、すなわち「本願商標は、商標見本及び商標の詳細な説明のとおり動くものですが、これに接する需要者は、本願商標を、かにを取り扱う業者が看板に使用するものの一類型として認識するにとどまるというのが自然です」と判断され、自他商品識別力を否定された。

#### (ロ) 検討

本件は、古くから不正競争防止法事件として知られている「かに看板」の動き商標である。つまり、立体標章の動き商標である。動き商標は、平面図形が動く商標であるとの思い込みがあったため、立体形状の動き商標に思いが至りにくいものの、確かにこうした立体形状が動く商標も数多く存在している。「かに看板」は立体商標としては登録されていないが、立体形状自体には創作的要素が少ないので、立体商標として出願するよりも動き商標として出願した方が、登録されやすいようにも思われる。

拒絶理由では、3条1項柱書、3条1項6号及び5条5項に基づく各拒絶理由が通知されており、3条1項柱書については商標の使用を開始する意思を表示した書面等の提出、5条5項については商標の詳細な説明の「かに看板の」という記

載を「看板として用いるかに形状の立体的形状の」に変更補正することで、各々解消している。ところが、3条1項6号については「動くかに看板」が周知であるという証拠提出によっては解消しなかった。その理由は、提出された証拠では、出願商標を実際に使用している様子が確認できず、何人かの出所表示としてその商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているとはいえないとのことであった。商標の詳細な説明を補正したことにより出願商標が「看板」に限定されたため、使用証拠も看板として識別機能を発揮している証拠以外は採用されなかったものと思われる。

審査官は、追加資料として、出願人の店舗に設置された看板が動いている様子が把握できる動画等といった「出願人が本願商標を使用していることを把握できる資料」と、テレビCMにおいて、かに看板が動いている様子を放送していることが把握できる動画等や、出願人の動くかに看板が取り上げられている雑誌や新聞等の写しといった「本願商標が、需要者が何人かの業務に係る商品・役務であることを認識することができるものであることを示す資料」の提出を求め、出願人がこれに対応した物件を提出したことで、登録査定となっている。

立体形状と動きという2つの特徴を備えた商標を動き商標として出願した場合、「動く立体形状とは看板である」として認定されることの先例となりそうである。そうすると、同業界の看板の使用態様から立体形状のみに着目されて、「需要者が何人かの業務に係る商品・役務であることを認識することができない商標」と認定されてしまうという流れになる。そのように判断された拒絶理由を解消するには、その動き商標が実際に使用されていることと、その動き商標が関西地方や東京周辺地域で周知であることでは足りず、全国的に認識されていることを立証する必要がある。そのため、自他商品識別標識として機能していることの立証は、相当に難易度が高いものになると考えられる。

## 2. 色彩のみからなる商標

色彩のみからなる商標では、出願商標を、商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真、あるい

は、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真により表す（5条4項及び5項、施行規則4条の4、審査便覧54.1）。また、色彩のみからなる商標を構成する色彩は、商標の詳細な説明の記載により特定されなければならない、色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方（色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等）等についての具体的かつ明確な説明を記載する必要がある（審査基準4の4.（3）、審査便覧54.2）。複数の色彩を組み合わせてなる商標の場合、商標に占める各色彩の割合を記載する。

審査において、色彩のみからなる商標は、原則として3条1項2号、同項3号又は同項6号に該当し、使用により識別力を有するに至ったもののみが登録される（商標審査便覧54.06「色彩のみからなる商標における使用に基づく識別力の獲得の証明に関する取扱い」参照）。

### （1） 一般的傾向

色彩のみからなる商標は、原則として3条1項2号、3号、6号のいずれかに該当すると判断され、前記該当条文の拒絶理由が通知される。出願商標の色彩については、色彩を組み合わせたものも含め、商品及び商品の包装等の色彩として、または役務の提供の用に供する物や広告に使用される色彩として一般に選択されることから、多くの場合、自他商品識別標識として認識され得ないからである。

この拒絶理由の解消は、使用に基づく識別力の獲得の証明によるのみとなり、主として意見書及び数多くの提出物によって立証されるほか、審査官の職権調査も影響している。意見書では、発売開始からの経緯、市場での占有率（シェア）、広告量、アンケート内容等が説明され、前記意見の内容を裏付ける業界統計、パンフレットやホームページ（以下、HP）の写し、広告媒体の写し、アンケート結果等が提出されている。

このように、色彩のみからなる商標では、ほぼ確実に識別力に関する拒絶理由通知が発せられ、これを解消するために多くの労力を必要としている。当然のことながら、指定した商品・役務の全てについて使用に基づく識別力を証明する必要がある。そのため、当該証明を果たせない商品等は削除を要する。なお、審査

官は、登録査定に3条2項の適用があった旨を記載する（特別顕著性を認めた）場合がある一方、同項の適用があった旨を記載せずに登録査定する場合がある。登録査定に同項の適用に関する記載がない場合は、指定商品等の一部または全部について識別力の獲得を確認することができたが、特別顕著性を有するとの判断には至らなかった、ということになる。

それ以外では、色彩を一義的に特定できないことを理由とする5条5項の拒絶理由が散見される。具体的には、「商標の詳細な説明」の欄にRGBとCYMKとを併記した出願や、PANTONEとDICとを併記した出願等が見られた。これらの例では、審査官が拒絶理由通知書で示した内容に基づき「商標の詳細な説明」の欄の記載を補正することにより、拒絶理由が解消されている。色彩は、表色系の値又は色見本帳の番号によって指定することとされており、RGB、CYMK、HSB、PANTONEの色見本帳、DICカラーガイド等のいずれも許容されているが、このうちの一つをもって特定すればよく、一の色彩を複数の表記によって表すと5条5項の拒絶理由に該当するところとなる。

また、出願商標を拡大すると、ごく狭い範囲に「商標の詳細な説明」の欄に記載された色彩とは異なる色彩が表されており、これにより5条5項の拒絶理由が発せられている出願があった。おそらく、画像データを異なる形式の画像データに変更して保存した際に、一部の色彩が変調したものと考えられる。このため、出願に際しては、出願商標を拡大して念入りに確認する必要がある。

前記拒絶理由のほかには、例えば4条1項11号の拒絶理由が発せられている案件は見当たらなかった。色彩のみからなる商標の出願件数の蓄積により、いずれ発生するものと考えられる。

前述のとおり、色彩のみからなる商標の出願件数89件のうち、単色のみの出願は6割超である。単色のみの出願には、出願商標として特定の一色のみを表した出願と、商品の特定の位置に対して特定の一色のみを表した出願とがある。前者の出願は38件あり、このうち24件が不服審判に係属している（残る14件は審査係属中）ことから、出願商標として特定の一色のみを表した出願については高い拒絶査定率となっている。他方、後者の例としては、例えば、ソールの裏側という特定の位置に赤色（PANTONE 18-1663TP）一色のみを表すクリスチャン・ルブタン社の出願が有

名である。色彩に加えて商標を表す位置が特定されることから、前者の出願よりも使用による識別力が認められるのではないかと思われるが、同様に高い拒絶査定率となっている。

## （2） 具体的傾向

色彩のみからなる商標の出願時の注意点としては、①使用に基づく識別力を証明できない商品・役務は記載しない、②出願商標の色彩と「商標の詳細な説明」の欄に記載された色彩とが一致することを確認する、③色彩の特定にあたり異なる色彩規格を併記しない、④出願商標中に意図しない色彩の混じりこみがないかを注意深く確認する、ことが挙げられる。これらに配慮しておくことにより、使用に基づく識別力の証明について無用な範囲まで言及することを避けられるほか、色彩のみからなる商標特有の拒絶理由を回避できよう。

一方、識別力に関する拒絶理由は回避できないことから、使用に基づく識別力の証明を果たすこととなるが、どのように識別力の証明を行うかは、商品等の分野によっても異なるようである。そこで、以下では、商品分野の登録例と役務分野の登録例のそれぞれについて、一例ずつ取り上げる。

### （a） 商願 2015-29914（商標登録 5930334）の例

#### （イ） 拒絶理由の内容及び登録までの経緯

本件は、第16類「文房具類」を指定商品とし、横方向へ帯状の青色、白色、黒色の三色を組み合わせる色彩のみからなる商標である。トンボ鉛筆の色彩のみからなる商標といえば、直ちに理解されるものと思われる。出願時は広く「文房具類」を指定商品としていたが、使用に基づく識別力が文房具全般には認められなかったことから、指定商品が「消しゴム」のみに減縮補正され、登録されている。

拒絶理由では、商品や商品の包装に使用される色彩は、多くの場合、商品の出所を表示し、自他商品を識別するための標識として認識し得ず、したがって、出願商標は単に商品の特徴を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものとして3条1項3号に該当するとされた。

これに対して、出願人は、2回にわたる意見書と手続補正書、および多数の提出物件を提出して上記拒絶理由を解消している。

1 回目の意見書では、出願人の社史、1974 年からの総合カタログ、1985 年からのリーフレット、2004 年からの自社 HP の写しや、展示会写真、小売店の店頭写真、キャンペーン写真、販促物品の写真、そして全国紙の広告や雑誌広告の写し、業界での受賞履歴を表す資料、全国紙・週刊誌の記事の写し等 108 件の物件を提出している。意見書では、出願商標の採択の経緯から使用開始時期、使用証拠に関する説明、広告に関する説明、シェア及び販売数、他社による紹介記事、受賞履歴の順に記載され、それぞれを証明する物件が提出されていた。

その後、審査官は、物件提出指示書において、消しゴム、修正テープ、シャープペンシル、鉛筆、消しゴムホルダーについての使用実績は把握できたものの、それ以外の文具商品についての使用実績は把握できないこと、及び、消しゴム等についての特別顕著性が十分だと判断できないことから、①商標の使用地域が全国的であることを示す資料、②商品の出荷数量・出荷額等を示す資料、③出願人による商標についての宣伝広告が大規模で継続的なものであることを示す資料、④色彩の組合せのみで独立して自他商品識別標識として機能していることがわかる資料（例：色彩の組合せのみで使用している事実が分かる資料、需要者を対象とした出願商標の認識度調査の結果報告書など）等の提出を求めている。

2 回目の意見書では、上記①から④につき 26 件の物件が提出されている。①については国内販売店に関する資料として出願人 HP の写し、②については社内資料の写し、③についてはカタログ等のほか商品ディスプレイの出荷データの写し、そして④については販売店を対象とした陳列コンテストに関する写しと、大手流通業者が発表するランキングに関する資料の写しがそれぞれ提出された結果、3 条 2 項適用により登録査定がなされた。

#### (ロ) 検討

本件は、出願から登録まで 23 か月を要しているが、これまでのところ、色彩のみからなる商標の審査期間としては最短である。

全体的な印象としては、出願前から準備していたであろう数多くの証拠を提出した出願人の用意周到さを感じ、また、審査官も必要な情報を過不

足なく伝えて登録に至る条件を提示しているように感じた。この点は、物件提出指示書において、各指定商品につきどこまで識別力の程度を確認したかが記載されていることから確認できる。なかでも物件提出指示書に記載された「まとめ」の項目では、例えば、消しゴムについて、さらにどのような証拠を提出すれば登録に至るのかが、分かり易く具体的に示されている。審査官面接においても、審査官からは具体的な説明がなされているものと考えられる。

使用による識別力獲得の立証方法につき、商標審査基準（2 の 2. (3)）では、①商標の実際の使用状況を写した写真又は動画等、②取引書類、③出願人による広告物及びその実績が分かる証拠物、④出願商標に関する出願人以外の者による紹介記事、⑤需要者を対象とした出願商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書が挙げられているが、本件では、前記①、③および④が採用されている。本件では指定商品を「消しゴム」に減縮したことで、例えば⑤のアンケートを含むような大規模な証拠方法を要しなかったものと考えられる。

#### (b) 商願 2015-54537（商標登録 6085064）の例

##### (イ) 拒絶理由の内容及び登録までの経緯

本件は、第 35 類「ポイントカードの発行、各種の小売又は卸売業」、第 36 類「公共料金の徴収の代行ほか」、第 39 類「宅配便の取次ほか」、第 43 類「飲食物の提供」を指定し、上から順に横方向へ帯状の黄緑色、白色、水色の三色を組み合わせる色彩のみからなる商標である。ファミリーマートの色彩のみからなる商標といえ、直ちに理解されるものと思われる。

拒絶理由では、役務の提供の用に供する物や広告に使用される色彩は、色彩を組み合わせたものも含め、多くの場合、役務の出所を表示し、自他商品を識別するための標識として認識し得ず、本願商標は、通常使用され得る色彩を表したものと認識するにとどまり、何人かの業務に係る役務であるかを認識することができないものであるから 3 条 1 項 6 号に該当するとされた（理由 1）。

また、商標の詳細な説明には、白色を特定する記載として「PANTONE WHITE」の記載があるところ、PANTONE 社の色見本帳には当該色

彩を発見することができないことから5条5項の拒絶理由に該当するとされた（理由2）。この理由については、審査官の補正案として、以下の4案が示されている。

案1「RGBの組合せ：R255, G255, B255」

案2「CYMK：C0, M0, Y0, K0」

案3「DIC：FG79白」

案4「PANTONE 11-0601 TPG Bright White」

その後、意見書のほか4回に及ぶ手続補正書、そして33件の物件が提出されて、拒絶理由は解消している。これら手続補正書のうち1回は、理由2を解消するために、商標の詳細な説明を審査官の示した内容に補正するものであった。また、その他の手続補正書は、使用に基づく識別力が認められる役務への補正であり、一部の店舗でしか提供されない役務であって当該役務への識別力がまだ十分ではないと判断された役務を削除するものであった。また意見書では、『一橋大学名誉教授 土肥一史氏の意見書』とする物件を中心に、ファミリーマートの色彩のみからなる商標は、非伝統的商標の登録制度が導入される前から識別力が十分に認められるだろう代表的な商標のひとつと認識されている等の事情を説明し、これを意見の要旨としている。そして、出願人は、30年以上にわたり「緑・白・青」の組合せからなる出願商標を使用していること、出願人の登録商標として小さな文字が付された「緑・白・青」の組合せからなるものがあること等を述べており、これらを裏付ける物件として、業界統計、商標登録番号等を提出している。さらに、需要者間の周知性に関する物件として過去30年間に及ぶ広告費に関する資料を提出し、役務の個別の証明として店内の写真や、出願人のHPの写しを提出している。さらに2回の手続補正書では、統計情報や需要者へのアンケート、新聞記事の写し、店舗内の写真等の物件を追加提出している。推測ではあるが、審査官面接でこれら物件の追加提出が求められたものと考えられ、こうした諸手続の結果、登録査定がなされた。

#### (ロ) 検討

本件では5条5項の拒絶理由を指摘されているが、色彩の特定については当事者でなければ実感できない困難があるように思われ、当該拒絶理由

を回避するには、色彩の特定に関して専門知識のある者の力を借りる必要がある。

さらに本件について概観すると、出願商標が3つの色彩の組み合わせであることから、そもそもの識別力は低くないと考える。また、出願商標は、日本人なら誰もが知っている有名な商標であるにもかかわらず、一部の店舗でしか提供されない役務（例えば、電気自動車に対する充電電気の供給）については、使用に基づく識別力の獲得が不十分とされ、最終的にこれら一部の役務については登録を受けられなかったものであり、果たしてこのような運用でよいのかという疑問が残る。つまり、世間一般での色の使用に鑑みて、色彩のみからなる商標は本来的に自他商品識別機能の発揮が弱いという性質を持つものの、3条1項各号の拒絶理由を解消できる程度に使用による識別力が認められるということは、著名であることとほぼ同義であるから、ともすれば非類似商品等につき防護標章登録に値する商標ともいえる。そのため、色彩のみからなる商標が著名な場合であっても、使用に基づく識別力の獲得が証明できない分野については登録を受けられないこととの整合が十分ではない。

なお、意見書では、ファミリーマートが国内に13445店を有していることを前提に、「一日に来店する平均顧客数は、一店舗当たり931人で、年間では約34万人となる。さらに、上述の合計店舗数の合計としては、理論上、約42億人となる。これは、日本の総人口約1億2千万人であること考えると、約35倍と、非常に高い数値であり、本願商標が、本願指定役務の出所標識として日本全国の需要者に遍く認識されていることの証左である。」と記載されており、このような客観的数字に基づいた意見の内容は、審査官への説得に効果があるものと思われた。

なお、提出した物件の数は、他の案件と比較した場合、指定役務の範囲、特に第35類で指定する小売等役務の数に対して少ないように感じたが、これは、コンビニ店舗で扱っているアイテムの一覧によって往々に認められるからであろう。

役務の分野における使用に基づく識別力の証明にあたっては、商品の分野以上に多くの証明が必要ではないだろうかと考えていたが、本件に

についてはそのような事情は見当たらなかった。

### (3) 小括

色彩のみからなる商標は、出願人が使用に基づく識別力に関する証拠を提出した後に、審査官から求められた内容を追加提出し、さらに、識別力の証明ができない商品等を削除するという流れで登録に至っている。その過程において、例えば、消しゴムという一商品であっても数十に及ぶ証拠が提出されていることから、拒絶理由通知を受けるまでに証拠収集を進めておくことになる。時として需要者を対象としたアンケート結果が提出されることで当該分野についての使用に基づく識別力が認められることから、感覚的には不競法の訴訟に近いものがあるのではないだろうか。

他方、色彩のみからなる商標の拒絶査定率は新しいタイプの商標の中でも高いことから、証拠の収集及び意見書等の作成に多くの労力を払ってもなお、登録に

至らない割合が高いことも十分に留意すべき点となる。

また、現状では4条1項11号の拒絶事例が見当たらないが、今後は当該拒絶理由も増えることが予想される。日本人は色彩に関する感覚が豊かであり、色彩を表す言葉が豊富であると言われている。そのような中、色彩のみからなる商標の類否判断の拡充が今後の話題のひとつになると思われる。

### 4. おわりに

以上のように、一括りに新しい商標といっても、実際の審査実務は商標のタイプによって大きく異なっている。今後の動き商標や色彩のみからなる商標の出願手続に際しては、各商標のタイプごとに各々の特徴にあった準備や対応をする必要があると考える。今回の検討結果が会員の一助になれば幸いである。

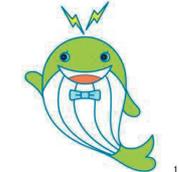
#### 【主な検討案件一覧】

##### 1-1 動き商標（4条1項11号以外）

登録番号	商標	区分	拒絶理由	補正・意見内容（審査） 当審の判断（審判）
5825499		9 28 41	3-1-柱 5-5	【商標の詳細な説明】を補正（下線部） 「水色をベースに、黄土色、赤、黄色、緑がかかった黒、黒、白からなるマール模様 <sup>1</sup> が彩られており、マール模様は、下方向から伸びて、左右に分かれて円を描くように見える。」
5842088		41	5-5	【商標の詳細な説明】を補正 「この動き商標は、リボン状の矢印が前面中央の位置から円周方向に一回転する間、全体として約4秒間である。」を追加
5846051		44	5-5	【商標の詳細な説明】を補正 「なお、各図の右上隅に青色で表示されている『アートネイチャー』の文字は、商標を構成する要素ではない。」を削除
5853894		9	5-5	【商標の詳細な説明】を補正 「図形中、上段には、「サーモラベル<5E - 50 >」の文字が、下段には左から「50」「55」「60」「65」「70」の数字が記載されている。」を追加
5855354		3 5	5-5	【商標の詳細な説明】を補正 「図1から図4にかけて、スプレー容器を模した容器本体のドアが開いて水とジャケット等の織物関連のものが飛び出す様子を表している。この動きの商標は、全体として3秒間である。」を追加
5858118		3 29 30 32	3-1-柱 5-5	【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加） 「図4から図7にかけて、 <u>「Y」</u> の欧文字を形成する上段に複数の円形の図形が弧を描くように現れて消える様子と、 <u>図6から図7にかけて、。</u> 」

5860064		35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	3-1-柱	【指定役務】を補正 「工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務，訴訟事件その他に関する法律事務，登記又は供託に関する手続の代理」など指定役務の一部削除。その他については，業務実績を疎明。
5862634		36 37 42	3-1-柱	⇒意見書 出願人公式サイト，グループ各企業のウェブサイト，有価証券報告書により，グループ各企業は事実上出願人の支配下にあり，これら各企業が指定役務のいずれについても使用していることを説明。
5866896		9 35 38 41 42 45	3-1-柱 5-5	【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加） 「図1から図10にかけて， <u>図案化された顔が，円形の「目」及び横長円弧状の「口」を有する初期状態から，まず上下に縮んで「目」が横長楕円形状に変化すると共に「口」が小さくなり，次いで，上昇しながら上下に伸びて「目」が略円形に「口」が縦長楕円形に変化した後，降下しながら上下に縮んで「目」が横長楕円形に「口」が横長円弧状に変化し，その後の着地の際に初期状態の「目」及び「口」になるように，表情およびサイズを…</u> →「スマイルアイコン」を「図案化された顔」に変更
5872253		5	5-5	【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加） 「本願商標は，図1から図6にかけて図の中心部からやや左上に位置する点を起点として，（中略）， <u>右側の部分がややおおいハート型のような図形が描かれる動き（以下「動き1」という。）と，そのハート型のような図形が描かれていく途中（図4）から，ハート型のような図形の内部に</u> 」
5875278		9 12 14 41 42	6-1	【指定商品】を補正 「 <u>ドライバーの居眠り状態を検知し警報する居眠り防止装置</u> 」と限定
5898231		1 5 6	3-1-柱 6-1 5-5	【指定商品】を補正 「ゆう非鉄金属」などを削除  【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加） 「 <u>図形が波のように画面右上に移動すると同時に複数の円形の図形と「sawai」の文字が現れる。その後，波状の図形と円形の図形が消えつつ</u> 」
5910156		5 10	5-5	【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加） 「「S」の文字がロゴ化された「Santen」の文字が現れ（図2）， <u>図3から図15にかけて，（中略）1回転し終わった後，図11から図14にかけて「anten」の文字の縦方向中央を通してそのまま右方向に抜けていく様子</u> を表している。」
5916777		5 44	5-5	【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加） 「 <u>商標は，1から50の順に変化する。「astellas」の文字と「アステラス製薬」の文字を二段書きしたものと「astellas」の文字の左上に位置する星様のロゴ部から構成されるものであり，左手より星型の微粒子一群が登場し，左回りの円の軌跡で，（中略）次第に消えていく様子</u> を表している。」

5923196		3	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「3枚の葉と1本の枝を有する桃が発光しながら現れ始めるのとほぼ同時に、<u>右上手からトンボが現れ、その後、ピンク色の弧状の図形の右上手方向に向かって飛来し近づいてくるにつれて、ピンク色の弧状の図形が徐々に薄れていき、ピンク色の弧状の図形の中の桃の右斜め上にトンボが止まると同時にピンク色の弧状の図形が消滅し、</u>」</p>
5924282		3	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「この動き商標は、<u>人差し指と親指でバネを縮めた状態から徐々にバネが伸びていき人差し指と親指を弾き返す様子</u>を表しており、」</p>
5925959		38	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「<u>図1から図10にかけて、黄色・ピンク色・緑色・青色の順に登場する4色の線図形が動き、</u>」→「<u>青色・緑色・ピンク色・黄色の</u>」を「<u>黄色・ピンク色・緑色・青色の順に登場する</u>」</p>
6142579		36	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（全部変更）</p> <p>「商標の動きは、次のように変化する。まず、最上位の図では、<u>ライトブルーの横長長方形が下部に現れる。その直後の上から（以下同じ。）2番目の図では、濃い青色の四角形が水平軸に沿ってライトブルーの横長長方形の右下から0.5秒で上がる。3番目の図では、濃い青色の四角形が正方形となり、ライトブルーの横長長方形と一体となって図形を形成する。同時にライトブルーの横長長方形の上に右側全体から、これまでと（以下同じ。）濃さの異なる青色の長方形が0.5秒伸びてくる。4番目の図では、右側に現れた長方形が左側に全体の約5分の2の所まで伸びてから、その左側に高さ濃さの異なる青色の縦長長方形が現れ左側に伸びる。この間1秒である。5番目の図では、右側全体からの長方形が半分手前まで、その左側の縦長長方形が半分を過ぎる所まで伸び、さらに、これらの図形の左側に高さ濃さの異なる青色の横長長方形が現れ左側に全体の約3分の2の所まで伸びる。この間1秒である。これらの四角形はライトブルーの横長長方形及び濃い青色の正方形からなる図形の上に、右から左に向かって低くなる順に配置される。この動き商標は、全体として3秒である。</u>」</p>
5950068		3 5 43 44	30-1-柱 5-5	<p>【指定役務】を補正 資格要件の役務を削除</p> <p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「この動き商標は、<u>1から7の順に変化していき、先ず左から右に向けて赤色の折れ線が現れ、その折れ線の上に「NEVER SAY NEVER」の文字が徐々に現れると共に、当該文字の色が水色から青色に変化する様子</u>を表しており、」</p>
5953938		12 35	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「<u>六連星の図形を除く楕円枠内が青色に変化すると共に、（中略）背景色は黒色から白色へ変化する。</u>」</p>
5959897		38	3-1-5	<p>⇒意見書提出</p> <p>「本願商標（あるいは、本願商標の構成要素として含まれるローマ文字小文字筆記体の商標「au」）は、その指定役務について使用される商標として需要者取引者に広く知られ、また、著名なものとなっています。このため、本願商標は、取引者需要者をして、何人かの役務について使用する商標であることを明確に認識できるものです。したがって、本願商標は、商標法第3条第2項の規定により、登録が認められるべきです。」</p> <p>→3条2項適用なし</p>

5961266		20	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「<u>図6で破裂して多数の円柱状の粒となり、図7から図11にかけて、その多数の円柱状の粒が四方八方に散らばるとともに、中心の円柱状の粒が徐々にクローズアップされるまでの様子</u>を表している。この動き商標は、全体として約3.5秒間である。」</p>
5964761		7 9 28 7 41	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「背景は、青色で、<u>複数の欧文字が回転しながら出現する（図1から図5）。これらの文字は、白色又は水色からなる「Seed of happiness」、「scintillation」、「seliance」、「trust」、「security」、「amusement」</u>などである。これらの文字が回転しながら出現する途中で、<u>（中略）銀色のコインが回転しながら出現する（図7から図21）。（中略）コインの出現と同時に、コインの左右に配置され、コインと同程度の大きさからなる銀色の「H」及び「E」の英大文字も、回転しながら出現する（図7から図21）。</u>コインの左右にある「H」及び「E」の文字は、<u>時間の経過に伴いコインに重なり合い、青色に変化し（図22）、その後、コインと一体になり、円形の標章（以下「円形の標章」という。）を構成する（図22から図26）。（中略）最後に、背景が白色に変化し、中央に銀色のコインと青色の「H」及び「E」の文とが一体になった円形の標章が表示され、下側に青色の「Highlights Entertainment」の英文字が表示され、この状態を3秒間継続する（図26）。</u>」</p>
5980134		9 16 35 36 38 42	3-1-柱 5-5 6-1 6-2	<p>⇒使用の意思を確認する書面を提出</p> <p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「<u>図1から図13にかけて、一つのオレンジ色の三角形から始まり、徐々にオレンジ色及び灰色の三角形及び三角矢印の数が増え、これらの図形が重なり合ってくる。図14から図17にかけて、三角形及び矢印は、横から見たランナーの集団に徐々に変化する。図18から図36にかけて、ランナーは正面から見た状態及び横から見た状態となる。図37から図47にかけて、ランナーはオレンジ色及び灰色の三角形と三角矢印に徐々に変化する。</u>」</p>
6004025		9 11 37 39 42	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「<u>図1から図2へと頭の上に稲妻を有したクジラが右手を振り、目を左右に動かす。この図1から図2の状態にかけて約2秒後にクジラは向かって左向きに変化し（図3）、約2秒後にはクジラはむかって左向きのまま顔を正面へ向け両手を上げた様子に変化する（図4）。</u>そして、<u>約2秒後にクジラは両手を下げ後ろ向きに変化し（図5）、約2秒後にクジラは図1の正面向きに変化し、図1から図5の動きを繰り返す。この動き商標の図1から図5までは全体として約8秒間の動きである。</u>」</p>
6005009		36 37	5-5 6-1	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「<u>様々な色の直方体が、複数列下部より伸びて変化する様子が示され（図1～図3）、図4、図5では、「静鉄不動産」の文字が様々な色の直方体の上方に表示されつつ、この文字の下方にある様々な色の直方体は、高さを波形にそろえた一列の縦長長方形の図形と変化する</u>ながら、この図形の左右にある様々な色の直方体については消える様子が示されている。この動き商標は、全体として約2秒である。」</p>

<p>6006330</p>		<p>9</p>	<p>5-5</p>	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）                  本願商標は、次のような欧文字（図1から図18）及び記号（図11から図18）の動きの様子を表している。すなわち、図1の白の状態から始まって、オレンジ色の「MARVELOUS」の欧文字が、画面右奥中央に小さく現れ、画面左手前に向かって徐々に大きく、色を薄くしながら、画面左側に消えてゆく。2番目に、やや濃いオレンジ色の「MARVELOUS」の文字が、画面右奥中央に小さく現れ、画面左手前に向かって、最初の「MARVELOUS」と一部で重なりつつ、徐々に大きく、色を薄くしながら、画面左側に消えてゆく。最後に、さらに濃いオレンジ色の「MARVELOUS」の文字が、画面右奥中央に小さく現れ、画面左手前に向かって、2番目の「MARVELOUS」の文字と一部が重なりつつ、徐々に大きくなりながら、中央でとどまる。また、図11から、オレンジ色のエクスクラメーションマークが、画面の右手から現れ、徐々に小さく、色を濃くしながら、中央でとどまった「MARVELOUS」の文字の末尾の「S」の文字の右側にとどまる。」</p>
<p>6012341</p>		<p>5</p>	<p>5-5</p>	<p>【商標の詳細な説明】を補正（ほぼ変更）                  商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す15枚の図からなる動き商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。本商標は、色を有する動き商標であり、図1から図15の順番に以下のように変化する。画面中央に青色の液体からなる3つの水源が水しぶきと共に現れ（図1）、徐々に青色の液体からなる3つの水源が広がっていきと共に水しぶきも大きくなっていく（図2から図5）。そして、最初の2秒間で3つの水源と水しぶきが水の立体像を造るように徐々にカーブを描きながらU字状の水路を形成していく（図6から図11）。次に、3秒目でU字状の水路が図柄の入った厚手のおむつへと変化していく（図12から図13）。そこから、4秒目で図柄の入った厚手のおむつが側面を平たくした図柄の入ったおむつに変化し（図14）、最終的には、画面左手に無地のおむつの見本が現れ、4秒目で表した図柄の入ったおむつの左横に並んだ状態で終了する。（図15）この動き商標は、全体として6秒間である。」</p>
<p>6034690</p>		<p>35</p>	<p>3-1-柱 5-5</p>	<p>【指定役務】を補正                  「鉄及び鋼の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を削除                  「手動利器及び手動工具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」へ変更                   【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）                  「図56から図59にかけては、「ONDA」の標章の「A」の最後の一面が、「A」の中央部下から右上に向かって弧を描き白色から緑色に変化しながら現れる様子を表している。この動き商標は、全体として10秒間である。」</p>
<p>6041905</p>		<p>29 30 31 43</p>	<p>3-1-柱 3-1-6 5-5</p>	<p>【商標の詳細な説明】を補正                  「商標は、看板として用いるかに形状の立体的形状の、向かって左側に傾いていた左右の第一脚がハサミを開閉しながら徐々に右側に傾いていき（図1乃至図5）」                   ⇒使用の意思を証明する書面を提出                  ⇒判決、カタログ、新聞記事等を添付した周知を主張する意見書提出                  ⇒動画、TV広告等動いた状態を示す資料提出</p>

6062190		9 35 39 41 42	6-1 6-1, 2 5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（下線部追加）</p> <p>「この動きは、向かって左側から文字毎に青色・赤色・黄色・青色・緑色及び赤色で表された「Google」という文字から始まる。そして、図2において、「Goog」の各文字が円に、「1」の文字が角の丸い長方形に、「e」の文字が円に変化し、図3において、それぞれがやや大きさを変えながら6つの円に変化した後、図4において、向かって左側から青色・赤色・黄色及び緑色の、横一列の小さな4つの円になる。その4つの円は、その後若干波状に動いた後、図8から図15にかけて、向かって左側の円から順に角の丸い長方形に変化し、その4つの長方形は、それぞれ縦の長さを変える動きをしながら、やがて、小さな4つの円に戻る。その後、4つの円は波状に動き、動画の終わりに右上に鋭くはずんだ後、横一列になって停止する。」</p>
6118308		9	5-5	<p>【商標の詳細な説明】を補正（全変更）</p> <p>「商標登録を受けようとする商標（以下「商標」と言う。）は、動き商標である。赤目の白うさぎの、ピンク色の音楽記号のフラットの表された左耳が、ローマ数字の図1から図4にかけて、メトロノームのように左右に動く様子を表している。図1では、右耳は左耳にちょうど重なるふうになっていて隠れて見えない。この動き商標は、全体として2.5秒間である。なお、各図中の矢印付きの想像線と該矢印付きの想像線に付されたローマ数字は、ウサギの左耳のみがメトロノームの動きをしているときの移動の方向を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。」</p>

1-2 動き商標（4条1項11号）

登録番号	商標	区分	拒絶理由	引例	補正・意見（審査） 当審の判断（審判）
5863772		9 28 35 41	11	<p>引用商標 2</p> 	<p>⇒意見書提出</p> <p>「審査段階で本件出願人の先登録商標を引用した拒絶理由通知を受けており、非類似主張が認められて登録されている。」</p> <p>「本件商標は、目、手、耳、口の図形に続き「Everythink」の欧文字に続き「Daito」の文字が順次登場するから、構成が異なる。」</p> <p>「短時間に「Everythink」「Daito」と連続表示されることから、<u>一体不可分に「エブリシンクダイト」の称呼が生じる</u>」</p>
5872251		35 36 37 38 39 40 42 43 44 45	11		<p>⇒意見書提出</p> <p>「引用商標の帯状の曲線は、縦方向で、左端中央部から右端中央部にかけての狭い範囲（縦方向の略1/6）で描かれているのに対し、本願商標の帯状の曲線は、縦方向の略3/4の範囲で描かれているものであって、商標全体に占める面積を全く異にする。」</p> <p>「観念の点については、引用商標からは、「element14」の文字部分から「要素14」の意味を直感する。」</p> <p>「称呼の点については、本願商標からは<u>特定の称呼は生じない</u>。」</p>
5925959		38	11	<p><b>J-COM</b></p>	<p>⇒補正</p> <p>【指定役務】</p> <p>「報道をする者に対するニュースの供給」を削除</p>

5998611		35	11	久光	<p>⇒意見書提出</p> <p>「出願人にかかる動き商標であることを容易に認識・観念させる著名な本願商標と、特定の意味合いを理解させない引用商標とは、比較すべき観念がないことから、観念上、両者が相紛れることはありません」「本願商標は上述したとおり、約2秒間に亘る独創的な図形等が時間の経過に伴って変化する動き商標であり、一方の引用商標は、単純な漢字2字からなる商標です。このように、両者は、視覚的印象を全く異にするものであり、外観上相紛れることのないことは一目瞭然です。」</p> <p>特別顕著性を獲得した旨の主張→3条2項適用なし</p>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------	----	----	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 色彩のみからなる商標

登録番号	商標	区分	拒絶理由	補正・意見内容（審査） 当審の判断（審判）
5930334		16	3-1-3 5-5	<p>⇒補正</p> <p><b>【指定商品】</b> 16類「文房具類」を「消しゴム」に変更。</p> <p><b>【商標の詳細な説明】</b> 「配色は、上から順に、青色、白色、黒色が商標の縦幅を3等分している。」→「3分割」部分を、「3等分」に変更。</p>
5933289		35	3-1-柱 3-1-6 5-5	<p>⇒補正</p> <p><b>【商標の詳細な説明】</b>の記載を、CMYK組み合わせ、PANTONE、DICの併記から、CMYK組み合わせのみに限定。 3条1項柱書は、指定役務を補正すると共に、使用意思を証明することで解消。</p> <p><b>【指定役務】</b> 「衣料品・飲食物品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を削除</p> <p>⇒意見書提出 特別顕著性を獲得した旨の主張→3条2項適用なし</p>
6021307		35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	3-1-柱 3-1-6 5-5	<p>⇒補正</p> <p><b>【商標登録を受けようとする商標】</b> 商標見本を変更</p> <p><b>【指定役務】</b> 「工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務」等を削除</p> <p>⇒使用証拠を提出</p> <p>⇒意見書提出 特別顕著性を獲得した旨の主張→3条2項適用なし</p>

6078470		16	3-1-3 3-1-6 5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 「黒色（RGBの組み合わせ：R255, G255, B255）」から「黒色（RGBの組み合わせ：R0, G0, B0）」に変更。  ⇒意見書提出 「ユニ色」による識別性等を主張。 特別顕著性を獲得した旨の主張→3条2項適用
6085064		35 36 39 43	3-1-6 5-5	⇒補正 【商標の詳細な説明】 「PANTONE社の色見本帳において当該色彩を発見することができない」という拒絶理由に対して、「白色（CMYK：C0, M0, Y0, K0）」へ変更  ⇒意見書提出 識別力及び独占適応性を有している旨の主張 特別顕著性を獲得した旨の主張→3条2項適用なし

(原稿受領 2019.12.16)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 服部 博信  
同 中村 恵子

- 応募資格** 知的財産の実務，研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則，先着順とさせていただきます。また，編集の都合上，原則「1テーマにつき1原稿」とし，分割掲載や連続掲載はお断りしていますので，ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分，図表を含む）パソコン入力のごこと  
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果，不掲載とさせていただくこともありますので，予めご承知ください。